

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

◇ 能登半島地震に係る申告・納付等の期限の延長

Q : 能登半島地震の被害が甚大ですが、申告や納付等の期限はどのようになるのですか？

A : 次のような発表がありました。

【解説】

この度の能登半島地震により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

国税庁は、令和6年1月9日に「令和6年能登半島地震に係る国税の申告・納付等の期限の延長について」を公表しました。

内容は、次のとおりです。

①対象となる納税者(法人を含む)

石川県及び富山県に納税地のある者

②延長される期限

令和6年1月1日以降に到来する国税の申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。例えば、毎月10日が納付期限の源泉所得税等についても、期限が延長されます。なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮しつつ検討がなされます。

③その他の地域に納税地のある者の期限延長

石川県・富山県以外に納税地がある者であっても、この度の地震により被災され、申告・納付等を行うことができない場合には、所轄の税務署に対して申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。なお、この申請は、当初の期限を経過し、状況が落ち着いた後、申告・納付等と同時に行うことも可能です。

